┌┬──────────────────────────────────2016年4月14日
├┼┐一般社団法人
│└┼┐日本美容歯科医療協会
│└┼┐メルマガ
└──┴┴──────────────────────────────── http://jcd.jp/

週の中盤は少し下り坂ですね。だんだん一雨ごとに暖かくなってくるといいですね。
さて、今回のトピックは、「セルフホワイトニング」の法的な取扱いです。あと、引き続きDVDやセミナーのご紹介です。

jcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcd

【歯のセルフホワイトニングって違法？】
これまた、都市伝説も含めて、いろいろと議論されてきた話題かと思います。実際のところを、通知や厚労省への質問で解決してみました。

＊まずは、美容室やエステサロンで行っている歯のホワイトニングです。
１．お客さんが自ら行うこと。
２．国内で一般市販が可能な商材を用いること。
３．医療機器ではないライト等を用いること。
⇒要は、店で購入した商品を、お客さんが自由に使える場所を提供しているだけという形態であれば、現段階では規制されるものではないとのことです。

効果も限定的ですし、敵対視するよりはむしろホワイトニングという文化の普及や、歯科医院への来院の窓口となっていただくくらいの業務提携もいいかと思います。

＊次に、歯科クリニック内での「セルフホワイトニングコーナー」の設置です。
１．自己使用とはいえ、一般の患者さんが医療機器を扱ってよいのか？
２．クリニック側が、一般の患者さんに対して、医療機器を貸してよいのか？
問題となりそうなのは上記2点ですね。これに関しても、厚生労働省の通知ならびに疑義解釈の直接の問い合わせに対して、次の解答を得ています。
→通知は、「薬食機参発1121 第51号　平成26年11月21日」です。
この中で、
Q6 法人Ａは、在宅患者へ医療機器を貸し出す事業を行っている。この場合、貸与業の許可等の取得が必要であるか。
A6 法人Ａは、在宅患者への医療機器の貸与を反復継続的に行うことから、業として医療機

器を貸与していると思慮されるため、貸与業の許可等が必要である。 ただし、法人Ａが医療行為の一環として、在宅患者へ医療機器を貸し出す場合には、貸与業の許可等は不要である。
　という旨がかかれています。つまり、医療行為の一環として患者さんに医療機器を貸すことに関して、特段の許可等は不要であると。

　これに関しましても、ダイレクトに厚生労働省に聞いてみました。
Q.歯科医療機関内で、歯科医師の指示監督の下で患者自身に医療機器（ホワイトニングの照射機等）を取り扱わせてよいのか？
A.　耳鼻科でのネブライザーのように、患者さんがスイッチ操作をする等に関して、特に規制する根拠や届出の必要なはい。ただし、事故が起こった時の責任は歯科医師にあるので十分注意すること。
とのことです。

　表向き、患者さんの自己責任での使用ですが、何かあった場合には、先生が責任を負う可能性もあるということを念頭に、セルフホワイトニングコーナーは設置してください。

jcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcd

【新盤DVD発売のお知らせ】
・統合歯科治療実践マニュアル第1巻～第4巻
⇒咀嚼・口腔機能の維持改善のための口腔ヒアルロン酸治療
⇒咬合力適正化・顎運動制御のための歯科ボツリヌス治療
⇒栄養学・生化学いらずの歯科栄養サポート外来導入法
⇒統合歯科治療を行う際に知っておきたい制度面の問題
（これには、特典内容として、クレーム対策10か条とアンガーマネジメントが入っております）
＊詳しくは、弊協会HPをご覧くださいませ。また、各巻のプロモーション映像をご覧いただくことができます。併せましてHPをご参照くださいませ。
【咀嚼筋・唾液腺マッサージマニュアル】もDVD化が完成しました。
セミナー内容をそのままDVDにて学ぶことができます。
いずれもご購入は下記サイトにて承っております。
http://aimmember.com/

jcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcd

個別指導に回されやすいレセプト・・・その意外な共通点とは
【元支払基金審査官から学ぶ保険請求で気を付けるポイント】
-2016年4月改定でわかってきた現状とその対策-
【日時】2016年6月12日（日）13時～17時
＊なお、同日10時～12時30分に、下記の講座を併催（別途料金）いたします。
【サプリメント外来の導入によるヘルスプロモーションの実践ノウハウ】
～なぜサプリの売り上げで、受付スタッフが自分の給料分を稼げるようになるのか～
＊詳しいご案内は下記リンクをご参照くださいませ。
http://www.dentaln.jp/client/boshu/detail/246/93/←保険請求セミナー
http://www.dentaln.jp/client/boshu/detail/246/94/←サプリ販促セミナー
（リンクしない場合は、直接コピペしてください）

jcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcd

美容ではなく口腔機能の維持改善
【口腔ヒアルロン酸・歯科ボツリヌス療法】
咬合&ヘルスプロモーションの専門家として知っておきたい、咀嚼・嚥下・口腔機能の維持改善のための口腔ヒアルロン酸・歯科ボツリヌス療法という位置づけで解説・実技講習を致しております。
＊詳細は、先頭のHPへのリンクから、セミナーのご案内をご覧くださいませ(*^_^*)。

jcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcd

＊チェアサイドから訪問診療まで使えるテクニック
【咀嚼筋・唾液線・顎関節マッサージ実践講座】
・スプリントの印象採得が楽になった。
・顎関節症や口腔乾燥症の患者さんへの対応の選択肢が増えた。
・リコールのモチベーションアップにつながった。
などなど、実践に役立ったご感想が寄せられている講座です。
　１テーブル２チェア限定の寺子屋形式のマンツーマン指導により、 翌日から実践できるように習得していただくことができます。
　また、セミナー特典として、解説DVDもついていますので、いつでも解剖学的構造とリンクした術式を復習して確認 することが可能です(^_^.)
http://www.dentaln.jp/client/boshu/detail/246/90/

jcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcd

サイトカインセラピーの入門書
【臍帯療法の書籍プレゼント】
　あたらしいバイオマテリアルとして「臍帯（Uコード）」があります。
　2016年1月27日の読売新聞医療サイト「Yomi Dr」で、東京大学が臍帯療法の製薬化に向けて動き出している記事が掲載されています。
臍帯はプラセンタよりも歯科的に有利な点として
・抗組織形成の足場となるヒアルロン酸の含有量が多い。
・コラーゲンの原料となるグリシンなどのアミの酸の含有量が多い。
・繊維芽細胞成長因子の含有量が多い
などの特徴があります。
　臍帯に関しては、わかりやすいテキストが少ないのですが、このたび、実際に臍帯療法をされておられる先生が著した「臍帯力」の書籍をプレゼントする企画をいたしました。
　初回分はなくなってしまいましたが、（社）日本臍帯・胎盤研究会様のご協賛により若干プレゼント用を追加いたしました。
　フェイスブック（口腔統合医療研究会グループページ）にアップしてありますフォームにご記入の上、ファックスしていただけますと、臍帯療法に関する書籍をプレゼントいたします。右クリックで「画像を印刷する」で出てきます（*^_^*）。
　フェイスブックをされておられない先生方は、メールで弊協会に「臍帯力書籍希望」とタイトルしていただき、クリニック名・ファックス番号をお知らせくださいませ。お申し込み用の用紙をファックスさせていただきますので、ご記入の上ご返送くださいませ。
　臍帯血療法と違い、血液型を選ばないのと、価格的に手の届きやすい設定に（臍帯血は、ネット等をご覧いただくとわかるのですが、数十万～数百万の治療費がかかります）することが可能です。大体１回３～５万円の治療費で設定されている場合が多いようです。
臍帯って何？
どんな治療法なの？
といった、素朴なギモンから解説されています。

jcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcdjcd

メルマガのバックナンバーは下記のサイトからダウンロードできます。
http://jcd.jp/from%20oraltougou/merumagaback.html

┌──┬──┬──────────────────────────────────────
│編│集│週の中盤、少々お天気も下り坂のようですね。
├──┼──┤今回は、セルフホワイトニングについて解説しました。
│後│記│また、新しいDVDにつきましてもご案内させていただきました。

└──┴──┘ キャッチコピーも後日引き続きご紹介しようと思います。

○●○●■□■□101-0052
●○●○■□■□東京都千代田区神田小川町3_10Sビル駿河台3F
○●○●■□■□一般社団法人日本美容歯科医療協会
●○●○■□■□03-5843-3615